

(水)まで

インターネットまたは郵送(郵送の場合は受付最終日の通信日付印有効)にて受け付けます。

●第1次試験日

6月19日(日)

【三種試験(高校卒業程度)】

●受付期間

6月21日(火)から6月28日(火)まで

郵送(受付最終日の通信日付印有効)にて受け付けします。

●第1次試験日

9月4日(日)

なお、申込用紙の請求や受験資格などの詳しい内容については、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

〒人事院東北事務局第二課試験係  
022-221-2022  
ID: http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm

平成24年歌会始のお題  
および詠進歌の詠進要領

●平成24年歌会始のお題

【岸】

※お題は「岸」ですが、歌に詠む場合は「岸」の文字が詠み込まれてくれれば良し。「海岸」「川岸」のような熟語を使用

しても差し支えありません。

●詠進歌の詠進要領

①詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

②書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがな付き)、生年月日および職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。

無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

③用紙は、半紙とし、記載事項はすべて毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意(ただし、半紙サイズ24cm×33cmの横長)とし、毛筆でなくても差し支えありません。

④病気または身体障がいのため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。

▽代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所および氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。  
▽本人がワープロやパソコンな

どを使用して印字する。

この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

▽視覚障がいの方は、点字で詠進しても差し支えありません。

●注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

①お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないものまたは用紙が縦長の場合

②一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合

③詠進歌が既に発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合

④詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状などにより発表した場合

⑤詠進歌の詠進要領の④に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

⑥住所、氏名、生年月日、職業を書いていないもの、そのほかこの詠進要領によらない場合

●詠進の期間

9月30日(金)までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

●郵便の宛て先

〒100-8111 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書

き添えてください。詠進歌は小さく折って封入して差し支えありません。

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職宛てに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手を貼った封筒を添えて、9月20日(火)までに問い合わせてください。

また、ホームページ(<http://www.kunaicho.go.jp/>)をご覧ください。

※個人情報取扱について  
●個人情報、歌会始のために必要な範囲で利用します。

●法令に基づく開示要請があった場合そのほか特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、または第三者に提供しません。

※書式図(横長)

〒	お題「岸」
住所	.....
電話番号	.....
氏( )名(め)	.....
生年月日	.....
職業	.....
山折	

必ずチェック最低賃金！  
使用者も労働者も

福島県産業別最低賃金(時間額)が昨年12月9日から1月26日の間にそれぞれ改正されました。

同日以降は、最低賃金法の規定により、改正後の最低賃金額未滿で労働者を雇用してはならず、同額未滿の賃金で雇用契約を締結した場合には、その契約は無効となります。

最低賃金件名	最低賃金額(1時間)	効力発生日
福島県最低賃金 (下記の5産業を除く全産業)	657円	平成22年10月24日
産業別最低賃金	非金属製造業	平成22年12月18日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	平成22年12月24日
	輸送用機械器具製造業	平成22年12月17日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	平成23年1月26日
	自動車小売業	平成22年12月9日

詳しくはお問い合わせください。

福島労働局賃金室

024-536-4604